

令和4年第1回府中町議会定例会

会 議 録 (第4号)

1. 開 会 年 月 日 令和4年3月4日 (金)
2. 招 集 の 場 所 府中町議会議事堂
3. 開 議 年 月 日 令和4年3月15日 (火)

~~~~~○~~~~~

4. 出席議員 (18名)

|      |             |      |             |
|------|-------------|------|-------------|
| 議長   | 益 田 芳 子 君   | 副議長  | 西 山 優 君     |
| 1 番  | 川 上 翔 一 郎 君 | 2 番  | 宮 本 彰 君     |
| 4 番  | 狩 野 雄 二 君   | 5 番  | 坂 田 栄 一 君   |
| 6 番  | 田 中 伸 武 君   | 7 番  | 山 口 晃 司 君   |
| 8 番  | 二 見 伸 吾 君   | 9 番  | 梶 川 三 樹 夫 君 |
| 10 番 | 西 友 幸 君     | 11 番 | 寺 尾 光 司 君   |
| 12 番 | 力 山 彰 君     | 13 番 | 三 宅 健 治 君   |
| 14 番 | 齋 藤 昇 君     | 16 番 | 橋 井 肇 君     |
| 17 番 | 児 玉 利 典 君   | 18 番 | 木 田 圭 司 君   |

~~~~~○~~~~~

5. 欠席議員 (0名)

~~~~~○~~~~~

6. 付議事件

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 一般質問
- 3 第23号議案 令和3年度府中町一般会計補正予算(第10号)
- 4 第24号議案 和解することについて
- 5 議員提出第2号議案

府中町議会委員会条例の一部を改正する条例について

~~~~~○~~~~~

7. 説明のため会議に出席した者

町 長 佐 藤 信 治 君

| | |
|----------------|--------|
| 副町長 | 齋藤哲也君 |
| 教育長 | 新田憲章君 |
| 総務企画部長 | 増田康洋君 |
| 財務部長 | 胡子幸穂君 |
| 福祉保健部長 | 山西仁子君 |
| 町民生活部長 | 金光一隆君 |
| 建設部長 | 井上貴文君 |
| 総務企画部次長兼総務課長 | 森本雅生君 |
| 財務部次長兼財政課長 | 中本孝弘君 |
| 福祉保健部次長兼福祉課長 | 長西弘子君 |
| 町民生活部次長兼自治振興課長 | 谷口充寿君 |
| 健康推進課長 | 塩月久美子君 |
| 高齢介護課長 | 宮脇理恵君 |
| 環境課長 | 小路和司君 |
| 下水道課長 | 原田司君 |
| 維持管理課長 | 谷口洋二君 |
| 社会教育課長 | 山本進一君 |

~~~~~○~~~~~

8. 職務のため会議に出席した者

議会事務局長 森 太君

~~~~~○~~~~~

9. 議事の内容

(開議 午前 9時30分)

○議長(益田芳子君) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は18名で定足数に達しておりますので、議会は成立いたしております。よって、令和4年第1回府中町議会定例会第4日目の会議を開きます。

本日の議事日程でございますが、お手元に配付いたしております日程で会議を進めてまいりたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(益田芳子君) 御異議なしと認めます。よって、議事日程のとおり会議を進め

ることと決定いたしました。

~~~~~〇~~~~~

○議長（益田芳子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日は8番二見議員、9番梶川議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

~~~~~〇~~~~~

○議長（益田芳子君） 日程第2、一般質問を議題に供します。

本日は厚生関係の質問から行います。

厚生関係、第1項、草摺の滝上部の砂防ダム完成後の周辺の景観整備について、

12番力山議員の質問を行います。

12番力山議員。

○12番（力山 彰君） 12番力山です。皆さん、おはようございます。

この4月から水分峡森林公園の立入禁止が解けて、全面的に開放されるということになっております。皆さん御存知だろうと思えますけども、我々町民、そして近隣から水分峡の散策を楽しまれる方、心待ちに待たれていたんじゃないかと思っております。この災害が起こった後の復旧工事に府中町職員、いろいろと努力していただきました。そしてまた、工事に携わってくださった方々に対して非常に感謝を申し上げます。本当に待ち望んだことが、この4月1日にオープンされるということでございます。

では、質問をさせていただきます。

草摺の滝上部の砂防ダム完成後の周辺の景観整備について質問いたします。

質問の趣旨です。

水分峡森林公園の草摺の滝の上部にある砂防ダムは、平成30年7月豪雨で発生した土石流により破壊され、現在、広島県による復旧工事が進められています。この砂防ダムの完成は令和4年3月末の予定で、ほぼ完成しており、ダムの全容を見ることができます。新しい砂防ダムはコンクリート製で、白々とした色をしており、草摺の滝の上に立ちふさがるような景観となっており、違和を感じるものとなっています。このまま完成すれば、府中町の名称である草摺の滝の景観が台なしになるのではないのでしょうか。

水分峡は町内外を問わず多くの人々が訪れ、その数は年間5万人を越えます。4月から水分峡の立入禁止が解除されますが、草摺の滝の景観を台なしにすることのない

よう、今後の周辺整備について町の考えをお伺いします。よろしくお願ひいたします。

○議長（益田芳子君） 答弁。

町民生活部長。

○町民生活部長（金光一隆君） おはようございます。町民生活部長です。12番力山議員からの一般質問、草摺の滝上部の砂防ダム完成後の周辺の景観整備についてに答弁します。

本町の北東部に広がる水分峡森林公園は、自然の溪谷を生かした緑豊かな森林公園です。広島市都市部からも近く、展望台からは広島湾までが一望でき、身近な川遊びや自然探索の場として、四季を通じて憩いの場となっています。

また、公園内にある草摺の滝は、御衣尾川にかかる落差14メートルの滝で、水が幾重にも重なりながら落ちていく様子が鎧の腰回りを覆う草摺に似ていることから、江戸時代の末期に名づけられたと言われる滝で、府中町の花、つばきとともに県道上の市町村境界標識にもこの滝が描かれており、議員御指摘のとおり、自然の美しさを堪能できる府中町の代表的な景勝地として、町としても景観保全に努めていく必要があると考えています。

それでは、質問の草摺の滝の景観を台なしにすることがないように、今後の周辺整備について町の考えはについてです。

質問にもありましたとおり、草摺の滝上部の広島県が管理する砂防施設が、平成30年7月豪雨災害により被災したため、災害復旧工事が行われており、令和4年3月に完了する予定です。当施設は、復旧により水の流れるスピードを緩やかにし、川底や河岸が削られるのを防ぐ機能を有した災害を防ぐ重要な施設です。

復旧した砂防施設は長期にわたって機能を発揮することが求められるものです。今後の周辺整備については、経年による修景の状況変化により現地の環境に調和していくことも考慮しつつ、広島県の復旧工事完了後の周辺状態を把握し、水分峡森林公園の施設としての位置づけ、役割等を検討し、草摺の滝の特徴を生かす景観、美観に配慮した整備を行ってまいります。

答弁は以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（益田芳子君） 2回目の質問はございますか。

12番力山議員。

○12番（力山 彰君） 答弁ありがとうございました。

今回の砂防ダムの復旧工事は、国の激甚災害認定に伴う工事で、工事費用には国庫補助金が充てられました。激甚災害認定に伴う工事は現状復帰が原則であり、そのため景観に配慮した工事部分の費用を含むことは国から認めてもらえませんので、現状の仕上がりになったことが残念に思っております。

水分峡森林公園は町内外から多くの人々が訪れ、散策を楽しまれる景勝地でありますので、時間はかかると思いますが、草摺の滝の景観に違和感がなくなるよう、整備を早急に進めていただくようお願いいたします。

それでは、2回目の質問に入ります。

一つ目の質問です。

水分峡森林公園は四季を通じて楽しめるところで、特に夏場は子どもたちが家族連れで訪れ、川の中で水遊びを楽しんでいます。今回の工事において、子どもたちが川に入り、水遊びが楽しめるような環境に復旧したでしょうか。できていないのであれば、親水広場として整備をしていただくようお願いいたします。

なお、整備していただきたい区間は、水分峡管理棟から草摺の滝までの間の子どもたちが遊んでも危なくない場所として、子どもたちが遊べる場所をできるだけ増やしていただくよう要望します。このことについて、町の考えをお聞かせください。

二つ目の質問です。

平成30年7月の豪雨災害時に崩れた護岸は、土石流で流れ出た自然石などを使用して復旧されたので頑丈になったと思いますが、豪雨災害でも異常のなかった箇所は護岸はそのままで、何の強化も行われていません。

令和2年7月、大雨により憩いの森広場近くの山が崩落する災害が再び発生しました。このときの災害では、護岸が崩れるなどの異常は発生しませんでした。今後降る雨の量によっては護岸が崩れることもあるのではないかと危惧しております。定期的に護岸の点検を行っておられるとは思いますが、再度、崩れかかった箇所や弱い箇所がないかを点検していただきたい。もし、そのような箇所があれば早急に対処していただきたいと思っております。このことについて、町の考えをお聞かせください。

三つ目の質問です。

キャンプ場から石ころび池へ至るまでの管理道で川を横断するところが2か所あります。この箇所は、ふだん歩くには何の支障もありませんが、少し多く雨が降ると管理道に川の水があふれて何日か歩くことができなくなります。

このようなときのために、川を渡るための歩行者専用の橋、または飛び石が設置できないでしょうか。また、併せて管理道から草摺の滝や振打岩に向けて渡るための橋または飛び石の設置も併せてお願いいたします。このことについて、町の考えをお聞かせください。

なお、キャンプ場のすぐそばの川を横断する管理道には、災害前には大雨により道が通れなくなったときのため、人が渡るための細い橋がかけてあったことを併せて申し上げておきます。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（益田芳子君） 答弁。

環境課長。

○環境課長（小路和司君） 環境課長です。力山議員の2回目の御質問に答弁いたします。

まず、一つ目の御質問、水分峡管理棟から草摺の滝までの間で子どもたちが遊べる場所を増やすという整備の要望でございますが、現在の森林公園は自然の景観を生かしつつも憩いの空間を提供する森林公園として管理してきました。今後も住民の身近な憩いやレクリエーションの場となる自然豊かな森林公園として管理するとともに、多くの方が訪れるよう町の魅力を発信できる、より親しみのある公園整備を行いたいと考えております。

公園の再整備については、社会変化や利用者ニーズ等を踏まえた再整備を府中町第5次総合計画を策定する中でしっかりと検討していきたいと考えております。

次に、二つ目の御質問、護岸等の点検、修繕についてでございますが、議員御指摘のとおり、護岸等の管理は防災対策として重要であり、小規模な護岸の崩れなどは早期に発見、早期に対応することが安定した保全につながるものと認識しております。定期的に点検するとともに、修繕の必要がある箇所等につきましては早急に対応してまいります。

三つ目の御質問、管理道の2か所と管理道から草摺の滝や振打岩に向けての歩行に関する要望についてでございますが、これにつきましても現地を確認し、対応策について検討していきたいと考えております。

答弁は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（益田芳子君） 3回目の質問はございますか。

12番力山議員。

○12番（力山 彰君） 答弁ありがとうございました。

町は第4次総合計画の中で、自然と共生する快適環境の推進を目的に掲げ、水分峡森林公園を自然に身近な公園と位置づけ、水と緑に恵まれた美しいふるさとを守り育てるための環境整備をするとされております。

そして、具体的な目標として、水分峡森林公園来園者数を令和7年度には12万人とされています。この目標値は現在の公園に来られる方、人数の倍以上の人数となります。水分峡森林公園により多くの人々に訪れてもらうためには、より魅力ある公園づくりを進めていかなければなりません。そのための方策として、先ほど申し上げた質問が一つのツールになるのではないのでしょうか。改めて、実行のほどよろしく願います。

水分峡森林公園により多くの人々に訪れていただくための方策を5件提案します。

まず、一つ目の方策です。

子どもが遊べる遊具やアスレチックを設けてはどうでしょうか。遊具は期間限定の水遊びとは違い、一年中遊ぶことができます。遊具があれば子どもたちが集まってきますし、御両親やおじいちゃんおばあちゃんが一緒に来られます。こうすることで、より来園者を増やすことができると考えます。昨年、空城山の遊具を新しくしたことにより、遊びに来る子どもたちの数が増えたという実績からも推測されます。

また、町民の方からも空城山の遊具で子どもを遊ばそうと思っても、子どもが多くて遊ばせにくいので水分峡にも遊具を設置してほしいとの要望も届いております。

二つ目の方策です。

キャンプ場の設備をより充実していただくよう願います。このことについては、平成28年12月の定例議会において、水分峡森林公園キャンプ場の設備充実についてという題で一般質問をさせていただきました。要望した内容は、キャンプ場を使いやすくするための改善や現在のキャンプ場以外でもキャンプができるよう、テントが張れる場所を増やすなど11項目です。新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、風通しがよい環境下でのレジャー活動に注目が集まり、現在、キャンピングブームとなっております。

昨年はテレビで人気の西村キャンプ場が水分峡に来られました。このときの様子がテレビで放映されたことで水分峡のキャンプ場の認知度が上がり、問合せが増えたと

聞いております。より多くの人々に来ていただくチャンスだと思います。

三つ目の方策です。

水分峡へのアプローチ歩道を設置していただきたい。みくまり三丁目のつばきバス停留所から水分峡までのアプローチ道は狭く、歩道もないので歩行者の安全が確保できません。歩行者の安全を確保するため、みくまり病院側の川筋にアプローチ歩道を設置してください。

このことにつきましては、平成27年12月の定例議会において、水分峡へのアプローチ歩道の設置についてという題で一般質問を行い、アプローチ歩道を設置するようお願いしております。

四つ目は、方策の提案というよりお願いです。

みくまり病院前の橋から管理棟に至るまでの間の側溝にふたをかけていただきたい。この間の車道は狭く、車の離合が難しく、道が少し広がったところでよけて待つなどして離合しています。側溝にふたをかければ道幅が広がり、楽に離合できるようになります。水分峡を訪れる方々だけでなく、すぐ横の団地に住んでおられる方々のためにもふたがけを行っていただくようお願いいたします。

五つ目の方策です。

水分峡森林公園を維持管理するためには多額の費用が必要です。より多くの人を訪れば、より多くの維持管理費がかかります。

そこで、管理費に充てるために駐車場を有料にするなど、何らかの収入を得る方策はないでしょうか。検討をお願いいたします。

以上、いろいろと述べましたが、すぐ実行できるものとできないものがあるかと思えます。すぐ実行できるものについてはすぐ実行していただきたい。また、多額の費用を必要とし、府中町総合計画の中に組み入れないと実行できないものについては、これから作成される第5次総合計画の中に組み入れていただきたい。これらのことを強く要望しまして、私の質問を終わります。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（益田芳子君） 以上で、第1項、草摺の滝上部の砂防ダム完成後の周辺の景観整備について、12番力山議員の質問を終わります。

続いて、厚生関係第2項、役場前榎川護岸の復旧工事について、18番木田議員の質問を行います。

18番木田議員。

○18番（木田圭司君） 皆さんおはようございます。18番です。役場前榎川護岸の復旧工事についてということで一般質問させていただきます。

府中町をはじめ、近隣市町で道路、河川等、多くの被害が発生した平成30年7月豪雨災害が発生して、早くも3年9か月が経過しました。この間、令和2年7月、令和3年7月、8月と豪雨による被災を受ける中、着実に災害復旧工事が進捗し、いよいよ復旧が完了間近となっております。

このような状況で、最後まで未着手であった役場前榎川護岸の工事が昨年末から着工されました。工事の施工状況を見たところ、河川を埋めて仮設のパイプ4本を設置した状態で工事が進められているようです。梅雨時期までは降雨の比較的少ない時期ですが、仮設のパイプ4本の排水能力で、いつ大雨が降るか分からない昨今、河川の氾濫等災害の要因になるのではないかと非常に心配をしております。

ここで質問です。この工事の完了予定と降雨時の対応策についてお伺いします。よろしくお願ひします。

○議長（益田芳子君） 答弁。

町民生活部長。

○町民生活部長（金光一隆君） 町民生活部長です。18番木田議員からの一般質問、役場前榎川護岸の復旧工事についてに答弁します。

平成30年7月豪雨では、府中町の施設で68か所、広島県の施設で11か所と災害による被害が多く発生しました。その後も毎年のように豪雨による被害が発生している状況です。

榎川護岸については12か所の被災が発生し、10か所の復旧工事が完了しております。

質問の役場前榎川護岸の復旧工事の完了予定と降雨時の対応策についてですが、広島県に確認しましたところ、工事の工程管理を確実にを行い、梅雨時期までに護岸の復旧工事を完了し、その後、護岸工事に影響した道路を原状に回復する計画と伺っております。

府中町としましても、工事の進捗状況、気象状況等を注視し、梅雨の出水期までに護岸の復旧工事を完了できるよう、施工者の広島県と連携してまいります。

答弁は以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（益田芳子君） 2回目の質問はございますか。

18番木田議員。

○18番（木田圭司君） 御答弁ありがとうございました。

今の答弁で少しは安心したんですが、引き続き県と連携を取ってしっかりやっていただけたらと思います。よろしくをお願いします。

最後に質問とは別に、今年、無事定年を迎えられます金光部長に感謝の意を表したく、私の思いを述べさせていただきたいと思います。

金光部長は昭和59年に府中町職員に採用され、民生部福祉課配属となりました。以後、この退職までの37年間で下水道課、監理課、税務課、教育委員会総務課、向洋駅周辺区画整理事業所補償課長、町民生活課長、生活環境部長を経られ、平成31年から現職の町民生活部長に就任されたと伺っております。

金光部長とは、質問もいたしました平成30年7月豪雨、あの町内で大きな被災が発生したとき、その対応に当たられ、本当に大変そうに見受けられ、当時の献身的な仕事ぶりに心から感謝を申し上げます。

また、私は部長とは多分子どもの年が一緒ぐらいで、保育園でよく御一緒してました。もう私が議員になる前、三十何年前ですかね、からのお付き合いになります。そして、金光部長は温和な性格でほかの職員さんに聞いても部長のことを悪く言われる方は見受けられません。また、毎朝勤務前には、部長自ら大きな袋一杯になるほど役場周辺のごみ拾いをされておられるとお聞きしております。まさに気は優しく力持ちという言葉がぴったり当てはまる方だと思います。

この3月末で無事定年を迎えられますことは職員冥利に尽きると思いますが、私を含めて多くの方が金光部長との思い出を楽しむ一方で、言葉では言い表せない寂しさを感じていることを申し添えて、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。お疲れさまでした。

○議長（益田芳子君） 以上で、第2項、役場前榎川護岸の復旧工事について、18番木田議員の質問を終わります。

続いて、厚生関係第3項、ゼロカーボンシティへの取組について、17番児玉議員の質問を行います。

17番児玉議員。

○17番（児玉利典君） 改めまして、皆さんおはようございます。17番児玉でござ

います。金光部長、お疲れさまでした。御苦労さまでした。

質問に先立ちまして、昨年の12月の定例会におきまして、私のほうから一般質問をさせていただきました、行政文書等の押印廃止につきまして、今回の定例会では条例文改訂、随所に押印廃止という運びになりましたことに、まずをもって心から感謝を申し上げ、関係各位の皆さんにお礼申し上げたいと思います。どうもありがとうございました。引き続き、押印廃止についても御検討いただき、さらなる改善をお願い申し上げたいと思います。一般質問して、こういう形になっていくということが、一つ一つ形になっていく、これが本当にありがたいなというふうに思っております。感謝いたします。

さて、質問に移らせていただきます。

私のほうからは、ゼロカーボンシティに向けた当町の取組についてお伺いをいたします。

質問趣旨でございますが、近年、世界規模で地球温暖化による気候変動で、今までに経験したことのない自然災害が多発しております。その要因の一つとして、温室効果ガスの排出が考えられ、脱炭素化に向けた活動が急務となっており、世界的に様々な取組が行われております。

昨年10月31日から11月13日の間に、イギリス、グラスゴーで開催されたCOP26では、197の国と地域が参加し、産業革命前から気温上昇を1.5度抑える努力を追及することなどに合意をいたしました。

一方、広島気象台の情報によれば、年平均の気温上昇の長期変化傾向を見ると、1917年から2017年の100年間において、既に1.5度の上昇傾向が見られ、グラスゴーで合意された気温上昇の水準に達しております。

また、猛暑日の年間日数も単純比較が可能な期間である1988年から2019年までの31年間で増加傾向が見られ、町民の生活に直結する気候変動の影響に対する取組は不可欠であり、自然災害の発生リスクが高まっていると言えます。

また、世界に目を転じれば、欧州ではEU域内に輸入される商品のライフサイクルでのCO₂排出量に基づき、国境での課徴金を賦課することなどが検討されています。

日本においては、各種企業の活動の最優先課題として、特に輸出に依存する企業では脱炭素化に取り組み、100年に一度の転換期を迎えております。

また、そのスピードは今までにない速さで展開する必要があり、まさに生き残りを

かけた課題となっているほか、学校や地域、ひいては家庭においても節電、ごみの排出、リサイクル等に積極的に取り組んでおられます。

また、前政権であります菅政権においては、さきの臨時国会の所信表明演説で2050年までに温室効果ガスの排出をゼロにするといった脱炭素社会の実現を目指すとして明確に表明されました。環境省からは、各自治体に向け、ゼロカーボンシティ宣言をするように打ち出されております。

今年の1月現在で全国534の自治体が宣言しているほか、県内では四つの自治体が宣言済みです。

そこで、当町のゼロカーボンシティ宣言の取組について、いつ頃までにどのような形で宣言されるのか、お伺いします。

○議長（益田芳子君） 答弁。

町民生活部長。

○町民生活部長（金光一隆君） 町民生活部長です。17番児玉議員からの一般質問、ゼロカーボンシティへの取組についてに答弁します。

議員が言われますように、令和2年10月、政府は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。また、令和3年5月26日に一部改正された地球温暖化対策推進法で2050年までのカーボンニュートラルの実現が明記されました。

排出を全体としてゼロとは、植林、森林管理などによる吸収量を排出量から差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味しています。

広島県においては、ゼロカーボンや脱炭素という文言では、受け取り方によっては温室効果ガスを完全に無くすといった誤解を与えかねないことから、あえて実質という意味を持つネットという文言をつけた、ネット・ゼロカーボンという表現を使用し、令和3年3月18日に「みんなで挑戦、未来につながる2050ひろしまネット・ゼロカーボン宣言」を行っています。この宣言は、ゼロカーボンシティ表明に相当するものです。

県内の市町においては表明・宣言しておりますのは、尾道市、広島市、大崎上島町となっており、議員が言われるとおり、県内では広島県を含む四つの自治体が宣言をしています。

町としましても、地球温暖化は重要な課題であり、カーボンニュートラルについて

積極的に取り組むべきものであると認識をしています。令和4年度の府中町第2次環境基本計画の見直しの中で、ゼロカーボンシティの宣言について検討を行いたいと考えています。

町の公共施設等の温室効果ガスの排出量の削減に向けた取組としては、くすのきプラザ、ふれあい福祉センター、南交流センター、北交流センターにおける太陽光発電システムの導入や公共施設の照明のLED化などを行っています。また、公用車に低公害・低燃費のEV車を平成24年度から平成30年度まで試験的に導入しました。

ゼロカーボンシティへの取組については、今後の国・県の動向を注視するとともに、町の特性として温室効果ガスの排出量は平成30年度で産業部門が全体の9割を占める結果となっていることから、事業者との連携を深め、住民・事業者・行政が一体となって、まち全体で温室効果ガスの発生を抑制・削減し、広域での取組が必要なものについては近隣市町と連携してカーボンニュートラルの取組を行っていきたいと考えています。

答弁は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（益田芳子君） 2回目の質問はございますか。

17番児玉議員。

○17番（児玉利典君） 17番児玉でございます。大変御丁寧な御答弁をいただきまして、誠にありがとうございます。また、解釈についても一部補足をいただきまして、本当にありがとうございます。

おっしゃるとおり、温室効果ガスの発生をゼロに近づけていく。それだけでなく、少なくすることによって、排出された温室効果ガスを植林等により森林が吸収し、トータルとしてゼロにする。だからグロスではなくてネットでいくということだと思っています。そのために、この森林整備というのが非常に重要であることも理解することができました。

また、答弁の中にもありましたように、令和4年度に検討し、ゼロカーボンシティの宣言をしていただけることに対しまして、期待を申し上げたいと思います。

そこで、2回目の質問でございませうけれども、府中町第4次総合計画の後期実施計画の中でも大きく取り上げております、SDGsとのリンクをさせた事業が大変多く取り上げられております。

既に、ゼロカーボンシティを宣言した多くの自治体の宣言内容を見ますと、やはり

SDGsと合わせて取組をしているということでございます。

地域でも、あるいは今テレビでもSDGsに取り組んだいろんな番組をされておりますし、学校でもSDGsとは何か、あるいはそういった取組についていろんな実践をやったり学習したりしているというふうに聞いております。

このように、カーボンニュートラルというのは、SDGsと深く関連するというふうに思いますが、SDGsとの活動との関連につきましてお伺いを申し上げます。

○議長（益田芳子君） 答弁。

環境課長。

○環境課長（小路和司君） 環境課長です。児玉議員の2回目の御質問に答弁いたします。

カーボンニュートラルはSDGsとも深く関連していると思うがどうかについてですが、SDGsの17の目標のうち、直接カーボンニュートラルと関わりがあるものは目標の7「エネルギーをみんなに。そしてクリーンに」と目標の13「気候変動に具体的な対策を」となっております。

しかし、SDGsはそれぞれ単独で成し遂げるものではなく、温暖化対策はSDGsの全ての目標の達成に何らかの形で関わっていると。例えば、温暖化や温暖化による自然災害は農林水産業における収穫量と品質を低下させます。さらに、それに関わる失業を招き、目標1の「貧困をなくそう」や目標2の「飢餓をゼロに」とも関連してまいります。自然災害や海面上昇によって住む場所を失えば、目標11の「住み続けられるまちづくりを」に直接影響を及ぼすこととなります。また、オフィスの省エネ化や廃棄物削減の取組はカーボンニュートラルの取組とも重なります。

このように、地球温暖化は様々な分野に影響を与えており、カーボンニュートラルの取組はSDGsの達成に欠かせないものとなっていることから、そのことを留意しながら計画の策定や施策の展開をしていく必要があると考えております。

答弁は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（益田芳子君） 3回目の質問はございますか。

17番児玉議員。

○17番（児玉利典君） 本当に理解しやすい、分かりやすい答弁をいただきましてありがとうございます。

やっぱりSDGsとは深い関わりがあるということも深く認識できました。そして

やっぱりどれが欠けても、こういったカーボンニュートラルといったところには達成できない。そして持続できないということもあるということもよく分かりました。ぜひ、こういった一つ一つの目標に対して計画を立てていただき、早期のゼロカーボンシティ宣言、よろしくお願ひしたいと思ひます。

質問ではないですが、要望としまして、カーボンニュートラルの活動というのは幾ら府中町だけ頑張っても実現できるものではありません。冒頭にも申し上げましたけれども、県・近隣市町・日本、そして世界と幅広い分野でそれぞれが本気で取り組まにゃあ、これはできんというふうには私に考へておひます。企業が、あるいは広島都市圏、近隣市町がですね。あるいは学校、ひいては家庭におひてもSDGsの考へ方、それと脱炭素化に向けた考へ方で、そのベクトルを合せて活動していかなければならぬというふうには思ひます。

まずは企業や広島都市圏の近隣市町と歩調を合せてしっかりと連携を取り、府中町のゼロカーボンシティの宣言をしていただくことを強く要望しまして、私の質問を終わります。本当にありがとうございました。

○議長（益田芳子君） 以上で、第3項、ゼロカーボンシティへの取組について、17番児玉議員の質問を終わります。

続いて、厚生関係第4項、性的マイノリティの方々への施策について、14番齋藤議員の質問を行います。

14番齋藤議員。

○14番（齋藤 昇君） 皆さんおはようございます。14番齋藤でございます。このたび質問の機会をいただきまして、本当に心よりお礼を申し上げます。よろしくお願ひいたします。質問事項に入らせていただきます。

質問事項は、性的マイノリティの方々への施策について。

質問趣旨。

現在では、性的マイノリティの方は人口8%から10%と言われており、府中町の性的マイノリティを人口換算すると、4,100人から5,000人おられると思ひれます。

府中町パートナーシップ宣誓制度は、性的マイノリティの当事者の方などが自由な意思によるパートナーシップ宣誓を行い、府中町がその気持ちを受け止め、宣誓受領書を発行するという取組です。

法律によって認められた婚姻ではないものの、制度の導入により差別や偏見の解消、当事者の方の暮らしやすさの向上につながり、町民に対しても性の多様性に対する認知を広める効果もあります。また、行政や民間事業者などによるサービス提供の可能性も高まります。

平成27年に東京都世田谷区と渋谷区で、同性パートナーシップ制度が施行されました。渋谷区は男女平等及び多様性の尊重する社会を推進する条例を制定し、公正証書により証明するもので、世田谷区は要綱を制定し、当事者の宣誓によって受領書を交付するものです。

現在、この世田谷区の取組が全国の自治体に普及し、導入は令和4年度1月20日現在で147団体、人口規模では43.5%となっています。

広島県では、令和3年1月から広島市、同年10月から安芸高田市と広島県、令和4年1月から三原市が導入済みで、この3市は相互利用の協定を結んでいます。

広島県はパートナーシップ宣誓制度を導入している市町村のみ行政サービスに対応することになっています。県のサービスには、県営住宅の申し込み、身体障害者などに対する自動車税種別割の減免、県病院での付き添いなどがあります。また、広島市は岡山市、静岡市との相互利用協定も結んでおります。

府中町は、令和4年4月1日施行、広報ふちゅう4月号及びホームページで周知です。府中町は日本一住みやすい町として、この分野でも少数者に寄り添った行政を目指し、全ての町民へ安心安全な心豊かなまちづくりに邁進していただけるようお願いいたします。

ここで質問します。

性的マイノリティの人たちへの町民の差別、偏見、いじめなど多くの問題が予想されますが、パートナーシップ宣誓制度のほか、今後の町としての取組予定について答弁をよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（益田芳子君） 答弁。

町民生活部長。

○町民生活部長（金光一隆君） 町民生活部長です。14番齋藤議員、性的マイノリティの方々への施策についてに答弁します。

性的マイノリティとは、性の在り方が少数派の人々を広く表す総称で、心と体の性

が一致せず、自分の性別に違和感がある方や、恋愛や性的欲求の対象が同性に向かう同性愛の方、男女両方に向かう両性愛の方などがいます。

性的マイノリティを表す言葉の一つであるLGBTは、最近聞かれることも多く、認識が広がっていますが、法務省人権擁護局のホームページでは、2016年度に1万5,064人のLGBT当事者に対して行った調査の結果、当事者の方が職場や学校でカミングアウトをしている割合は全体の27.6%にとどまっているとされています。また、職場や学校で差別的な発言を経験している人の割合は71.7%となっています。

府中町第4次男女共同参画プラン策定に向けて実施した町民アンケートにおいても、「あなたの知人や友人、親戚や家族に性的マイノリティの方はいますか」という問いに対し、「いない」や「いないと思う」と答えた方は79.1%で8割近い状況となっていました。

このように、現状では性的マイノリティの方は差別的発言などの経験や社会状況からカミングアウトすることができずにいることが伺えます。性的マイノリティの方の多くが性的マイノリティの生きづらさをもっと知ってほしい、認知してほしいと考えていることがカミングアウトによって分かるようになってきました。

町としては、性的マイノリティへの理解を深めるため、今年度策定します府中町第4次男女共同参画プランの施策の一つに、性の多様性の尊重への理解の促進を挙げ、性的指向や性自認等、性の多様性の尊重に向けた啓発と当事者が安心して暮らせる環境整備の検討を行い、取り組んでまいります。

具体的な取組として、本年度男女共同参画講演会やヒューマンフェスタでもLGBTQを知ろうという講演会をオンラインにて開催しましたが、より多くの皆様に性的マイノリティについて御理解いただけるよう、今後は公共施設での掲示による啓発を行うとともに、講演会やヒューマンフェスタにおいて啓発をこれまで以上に実施していきます。

また、性的マイノリティの方への支援として、4月1日から実施予定の府中町パートナーシップ宣誓制度導入や町の業務の中で様々な申請書などの性別表記の見直しなどにより、性の多様性の尊重への理解を推進していきたいと考えています。

答弁は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（益田芳子君） 2回目の質問はございますか。

14番齋藤議員。

○14番（齋藤 昇君） 14番齋藤です。大変十分な説明、本当にありがとうございました。

今回の件は、いわゆるこの4月1日施行ということですから、質問じゃなくて私の所見というか、それをちょっと話させていただいて、それをもって一応終わらせていただきたいと思います。

今、この今の問題は、特にネットへの誹謗中傷抑止いうんですかね。こういった大きな社会問題になっておまして、政府は3月8日の閣議で社会問題となっているインターネット上の誹謗中傷を抑止するための侮辱罪を厳罰化や懲役刑と禁固刑を一本化した拘束刑のいわゆる創設を盛り込んだ刑法などの関連法案の改正案を決定しておるような状態で、非常にこれは心の問題というか、僕はちょっと関係ないかも分からないのですが、相撲が大好きで白鳳の大ファンだったんですが、彼がいなくなって寂しい思いをしとるんですが、相撲道の中でも心技体と、この三つを言いまして、特に心の問題。これは厄介な問題なんですよ。人にはいろんなパターンの方おられて、男性にしても女性の人にもいろんな心の強い人、弱い人いろんな方がおられて、改めて僕もこの間、74歳の誕生日を迎えて、やはり70歳過ぎたぐらいからドラマを見る中で涙を流してみたり、いろんな形で心に突き刺さる、いわゆるいろんな件がありまして、なかなか心の問題というのはなかなか大変だなと思っております。

また、こういったパートナーシップ制度いうのも、いわゆる表面上ではなかなか簡単なように見えますが、これもやり方によっては一歩間違ったらやっぱり大変な状態になると。死に至るような可能性の高い案件ですので、これを読む限りいろんな形で、そういう啓蒙活動というか、いろんな形をやっていただけたらと思うんですが、特に私が考えるのには、やはり私の高校の学校では道德の時間があったり、ともかく小さいときからある程度教育委員会のほうでも、ともかく人間は多様性があるんだと。こういうことを十二分にいろんな形でやはり伝達していただいて、一人の犠牲者も出さない。私は今府中町に住んどるんですが、この町は非常にネウボラ、いわゆる妊娠から出産、最後までいいと。この間もNHKで取り上げられまして、佐藤町長がしっかり出られて、もう少しえぼって言われるかなと思ったら、比較的抑えられてですね。やっぱり大きなマンションが3棟できて、そこで随分の人間が多分入ったんじゃないかと。そういうやっぱり一つの大きな要素があったので、ある程度抑えられたんじゃないかな

と思うんですが、とにかく非常に、いわゆる住みやすい町であるということは以前から府中に住んでみたいとか、それとか今言うように府中に住んでおられる方が、この間、NHKの番組の中でも本当にいろんな立地の問題であったり子育ての問題であったり、そういうところで非常に納得しているということをやっぱり聞きまして、私も非常に感銘しております。

実は、ちょっと1点、今日例のいわゆる問題を起こされる大坂なおみさんですよ。この方の記事があったんで、この方も世界のトッププレイヤーで浮き沈みが激しいうか、いいときは物すごいんですが。いろんな形で、またいわゆる社会的な問題とかいろんな形でも本当のスターですよ。いろいろ問題を投げかけておられるんですが、この方の今日ですね、記事が載ったんですが、それをちょっと読ませていただきたいと思います。「大坂なおみ2回戦の敵はクデルメトワではなかった」と。「第1セットの序盤に、観客からあなたは最低だとやじを浴びせられて心が乱れ、第3セットでサーブの前に何度も涙をぬぐった。第4ゲーム前には椅子に座ったまま動かない。その後も気持ちが伴わないようなプレイぶり、このセットは1ゲームも取れなかったと。第2セットはサービスエースを決めると大声で発し、自らを鼓舞するシーンもあったが、パワフルなプレイは影を潜めた。3対3で迎えたサービスゲームをキープできず、最後まで相手の揺さぶりに対応できずにストレート負けした。1回戦の前には、ファンから温かい声援を受けることに、今は穏やかな気持ちと柔らかな表情で語っていた。それが一言の心ない言葉によって動揺し、2018年度にはツアー初優勝を飾った相性のいい大会で思わぬ形で2回戦敗退」と。こういうような結末がありますように、非常にやっぱりこのこういう制度をやっていくときに、るるいろんなところからチェックしながら、特にこういう心の弱いとか、いろんな方がおられるので、このあたりを職員一同さんも我々もある程度少しでもサポートできるような形で応援していきたいと思います。

以上、これで終わります。

○議長（益田芳子君） 以上で、第4項、性的マイノリティの方々への施策について、14番齋藤議員の質問を終わります。

ここで、休憩をいたします。

再開は10時45分からといたします。休憩。

（休憩 午前10時32分）

(再開 午前10時45分)

○議長(益田芳子君) 休憩中の議会を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(益田芳子君) 続いて、厚生関係第5項、府中町における新型コロナ感染の状況は、9番梶川議員の質問を行います。

9番梶川議員。

○9番(梶川三樹夫君) 9番梶川です。

質問事項は、府中町における新型コロナ感染の状況についてお伺いしたいと思えます。

新型コロナの急速な感染拡大によって、医療が逼迫するおそれがあることから、1月9日からまん延防止等重点措置が適用され、2月20日までの措置期間を実施してきました。

しかし、思ったほどの感染拡大が収まらず、今後の再拡大を防ぎ、一般医療と両立可能な範囲での病床運用が可能なレベルまで減少させる必要があるため、3月6日までの期間のさらなる延長が決定されているところです。これ文章を書きましたのが2月28日ですから、3月6日でまん延防止の期間は終わったわけでございます。

府中町においても感染数は多く、町民の生活にも大きな影響を与えています。ワクチン接種も接種率が上がってきた昨今、感染者数は減少傾向にあり、通常の生活が戻ってくるのではないかと希望も見えていますが、まだ安心はできません。私も感染者数をずっとノートにつけてるんですけども、だんだん下がってきたなと思ってたら、この一週間はちょっと増加傾向にあったように感じております。

以下、まん延防止期間中、町内の保育園、小中学校、介護施設などの感染状況と、その運営状況及び公共施設閉鎖に対する町民の反応についてお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長(益田芳子君) 答弁。

福祉保健部長。

○福祉保健部長(山西仁子君) おはようございます。福祉保健部長です。9番梶川議員の一般質問、府中町における新型コロナ感染の状況はについて答弁します。

議員御指摘のとおり、今年に入ってオミクロン株による感染者が急増し、1月9日

から3月6日まで、広島県内はまん延防止等重点措置の適用を受けており、全県において集中対策を実施し、本町においても広島県の対策に従い、公共施設の使用中止等、新型コロナウイルスのまん延防止に努めておりました。現在は、まん延防止等重点措置の適用も解除され、少しずつではありますが、広島県内の感染状況は減少傾向にあります。

しかし、気を緩めることなく、今後も引き続き、国、広島県から示される対策等に基づき、町民の皆様、事業者の皆様と一体となって感染防止対策に取り組んでまいります。

御質問のまん延防止期間中、町内の保育園、小中学校、介護施設などの感染状況とその運営状況及び公共施設閉鎖に伴う町民の反応についてですが、まず、町内の保育所についてです。

このたびの第6波は低年齢層にも感染が広がり、保育所等においても感染防止に努めながら日々丁寧に保育事業を継続していただいておりますが、1月11日から新型コロナウイルス感染者が出始め、町内の保育施設7か所の合計ではございますが、園児59人、職員11人の感染がありました。

途中、クラス閉鎖は4回、休園は3回ありましたが、2月中には感染状況は落ち着き、現在ではクラス閉鎖及び休園はございません。

町としましては、期間中、国からのマスク・手袋を配布し、感染防止に努めるとともに、まん延防止等重点措置の適用に伴う集中対策のお願い及び新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けた対応についてなど、計4回の保護者宛ての通知を発出し、家庭におけるコロナ感染対策を呼びかけました。

続いて、町内の小学校・中学校についてですが、新型コロナウイルス感染拡大により、12月下旬から児童生徒の感染者が増加しており、昨年12月21日から今年の2月末までで、児童生徒116人、教職員2人の感染がありました。

まん延防止等重点措置期間中の学級閉鎖については、中学校が2月1日から2月4日まで、小学校は2月2日から2月4日までと、2月9日から10日まで、各1学級ずつ学級閉鎖を実施しましたが、現在は落ち着いております。

引き続き、学校においては「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」を踏まえ、感染防止対策を徹底してまいります。

続いて、介護サービス事業所等の感染症の状況です。

介護サービス事業所等は、施設系サービスと居宅系サービスがあり、施設系サービスは陽性者が発生した場合、状況に応じて入院対応しますが、基本、施設内で隔離し、サービスは継続されます。

一方、居宅系サービスは、職員や利用者のPCR検査の実施の折、状況に応じて検査結果が出るまで事業を一時休止された事業所もありました。どちらもきめ細やかな感染防止対策をさせていただいているところです。

まん延防止等重点措置期間中の感染状況については、職員、利用者ともに感染者数の中に町外の人も含まれておりますが、職員39人、利用者113人の感染がありました。施設系サービス、居宅系サービスともに保健所へ発生状況を報告し、指示に従って対応されています。現在は落ち着いており、引き続き、感染防止に努めてまいります。

最後に、公共施設の閉鎖についてですが、まん延防止等重点措置期間中は広島県の対策と合わせて、屋内の公共施設については利用中止、屋外の施設については午後8時までの使用とし、まん延防止等重点措置の再延長により、午後9時までと時間延長されましたが、制約のある中での利用となり、期間中町民の皆様には御不便をおかけしたことと思います。

また、楽しみにしていた事業等が中止となった方もあったかと思いますが、町民の皆様のお協力により町内の感染者数は減少し、社会福祉施設等も落ち着きを取り戻しました。

まだまだ予断を許さない状況ではありますが、引き続き感染防止対策に努めてまいります。

答弁は以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（益田芳子君） 2回目の質問はございますか。

9番梶川議員。

○9番（梶川三樹夫君） 御答弁ありがとうございました。

町内の保育園、小中学校、あるいは介護施設の感染状況について、大変な時期もあったようでございますが、今はちょっと落ち着いているということのようです。引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

社会福祉施設の中で、障害者の施設についても同じように府中町における感染状況をお聞かせ願ひたいと思ひます。

そしてもう一つ、まん延防止等重点措置が3月6日で解除されましたが、解除後の公共施設の状況について、何か分かればお聞かせ願いたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（益田芳子君） 答弁。

福祉課長兼職次長。

○福祉保健部次長兼福祉課長（長西弘子君） 福祉課長兼職次長です。9番梶川議員の2回目の御質問、障害者の施設の感染状況についてということでございますが、このたびの第6波における町内の障害福祉サービス事業所での感染状況は、3事業所で町外の方も含みますが、職員2名、利用者7名となっており、事業休止が2事業所で2日間ずつとなっております。

各事業所におきましては、日常の感染防止対策はもちろん、事業所内での感染者発生後も事業所内での感染が拡大しないよう適切に対応し、事業継続や早期の事業再開に努めていただいております。

答弁は以上です。

○議長（益田芳子君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（山西仁子君） 福祉保健部長です。私のほうからは、3月6日で解除された後の、解除後の公共施設の状況について御答弁申し上げます。

感染防止対策をしながらの使用にはなっておりますが、全体的には少しずつ利用者も増えているように感じております。時折、館内で楽しそうな声も聞こえてきたりしております。また、児童センターでは、開館前から建物の外で待っている親子もおられるようで、午前中は乳幼児でとてもにぎわっているというふうにも報告も受けております。

以上です。

○議長（益田芳子君） 3回目の質問はございますか。

9番梶川議員。

○9番（梶川三樹夫君） 気が緩んでいるわけではないんですけど、だんだんと人手も出てきておりますので、引き続き、感染防止対策のほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。

また、家庭内の感染が多いということを考えますと、一刻も早くスムーズなワクチン接種を進めていただきたいということをお願いして質問を終わります。ありがとうございます。

ざいました。

○議長（益田芳子君） 以上で、第5項、府中町における新型コロナ感染の状況は、9番梶川議員の質問を終わります。

続いて、厚生関係第6項、大型ごみ（粗大ごみ）のリサイクル（リユース）について、6番田中議員の質問を行います。

6番田中議員。

○6番（田中伸武君） 田中伸武です。よろしく申し上げます。ごみの中でも特に大型ごみ、粗大ごみのリサイクル・リユースについてのお尋ねであります。

我が府中町の家庭ごみの収集サービスは、近隣の広島市なんか比べて住民にとっては非常にありがたいシステムであります。普通ごみも大型ごみも全て無料と。しかもコンパクトな町なので、持ち込む場合も近くの八幡のあそこの環境センターに運べばいいと。広島市だと沼田の山のほうまで運ばにゃいけないということでお金もかかると。大変であります。ちょっとホームページ見るとですね、広島市の場合は最近は混み合うんで事前の抽せんで持ち込む日時を決めたりですね。そんなこともあるようで府中はいいなと改めて思うところであります。

私は、この府中町のごみの収集は合併論議のときに合併にブレーキをかけた最大の住民サービスではないかとさえずっと感じておるところで、それほど住民生活に身近な大きな行政サービスだろうと思うわけであります。基本的に今の無料の、そして簡単に持ち込めるという体制を維持したいと思っておるところであります。

そこで、近年の住民のリサイクル意識の高まりであります。家庭用品もフリーマーケットなんかに加えてですね、ネットオークションとかジモティーとか、こういうネットを使った不用品交換と売買、これも盛んになっております。昨日もたまたまですけど、議員の控室で「わしはジモティーで冷蔵庫安う買うたで」というような話が出ておりましたけども、まさに私たちの市民生活に欠かせない、そういう不用品なりごみと言いますかね、そういう交換、普及しておるわけであります。

そういった中でずっと感じるのは、年4回道路端に積み上げられる大型ごみの山のことです。これは本当にもったいなくて、私のような育ちの人間にとっては特にはですね、もったいなくてもったいなくて仕方ない。家具類とか自転車とか電化製品もまだまだ使えるものが結構ありそうであります。その活用についての問題提起というのを今回の質問にさせていただきました。



尋ねの第一はですね、こういったごみの再利用、資源化の現状であります。家庭から出るごみ全体の量、収集にかかる費用のコスト、近年の傾向。そのうちリサイクル、資源化された量はどのぐらいかと。こういった近年の状況について、まずはお伺いするわけであります。

2番目の質問としては、町のごみ処理計画の方針の中で位置づけているリサイクルの考え方についての問題であります。

特に、今の大型ごみはですね、今の収集方法だとそのままリユース、そのままリサイクルショップなんかのようにリユースされることはなくて、収集した後、金目の部分、家具の金属類だとか、そういうところだけが取り外されてリサイクルされるということでもありますけれども、今繁盛しておる中古品ショップなどのような家具や自転車など、使えるものはそのまま活用するという、そういうもったいなく活用する。これをもっと探る必要があるのではないか。今の町のリサイクルの方法でいいのかということでもあります。

ほかの都市で大型ごみをリユースしている例を紹介させてください。テレビとかで申し訳ないんですけども、一つは東京都世田谷区の実例であります。先ほどもパートナーシップの質問の中で世田谷区が先駆的な取組だというのがありましたけど、例の保坂展人区長がおる、あそこですね。区役所のホームページを見ると、テレビで紹介されとった大型ごみのリサイクルについての趣旨がよく分かるので、ちょっと読み上げます。「コロナ禍において、家の片づけやインターネットショッピング、テイクアウト商品の利用などにより家庭から排出されるごみ量が増加しており、特に粗大ごみ収集の申込件数の増加が顕著になっています。一方で、排出される粗大ごみの中には、新品もしくはそれに近い状態で使用可能なものが排出されている現状があります。また、粗大ごみとして排出される家具や家電などリサイクルするために費用をかけたとしても、素材自体をリサイクルすることが困難であり、結果としてほとんど焼却するなどの廃棄処理しかできない現状もあります。こうした状況を受け、ごみの減量及び収集運搬、経費削減等の効果を検証するため、株式会社ジモティーとの連携により不要になったものでも他の方が気持ちよく使えるものは、粗大ごみとして廃棄する前にリユース品として持ち込んでいただける世田谷区不用品持込みスポットを設置し、粗大ごみのリユースを促進させる仕組みの実証実験を行います」と書いてあると。事実上、区役所がリユースショップをやつとるということになるわけであります。今年

3月まで、今月までの半年間の実証実験だそうですが、そのテレビの紹介では家具だとか電化製品だとか子どもの用品だとかですね。こういうのが結構頻繁なサイクルで持ち込まれて、ショップより安い。その持ち込まれたものをぱぱっとネットに写真でアップすると、次の日にはもう引き取り手が現れたりしてですね、無料だったり安く売買される。回転もかなり速いため場所もそう広く取らなくても大丈夫みたいですね、非常にみんなも喜んでいるという、そんな紹介でありまして、好意的な紹介だったわけですけども。

私なんか思うのに、これはやはり行政の信用性、区役所がやっとなというその信頼性と、それからジモティーのそういうネットを使って売買するという、そういうノウハウが結びついた一つの例なのではないかと思うわけでありまして。これ実証実験が終わった後どうなるか分かりませんが、よそでも似たようなことを既にやってる小さな自治体はたくさんあるようでありまして、広がっていくんじゃないかなという気もするわけでありまして。

もう一つ、県内の取組でおもしろいと思ったのは、尾道市の例であります。

市のごみ処理施設が古くなって新しく建て替えて、その同じ敷地に残った古い管理棟をそのままリサイクルショップにしちゃったという形であります。建物までもリユースしとるわけでありまして、そこに住民が家具とかそんな大型不用品を持ち込んで寄附していくという形。あんまり役に立ちそうにない家具とか大型品だったら、これはだめよということで、ほいじゃあいうんですぐ隣の処分場へ行って処分してもらおうという、そういう形であります。ちょうど30年続いているそうで、私もちょっと電話で問い合わせたときにはですね、「30年記念セールです」なんて言って、「記念セールでどういうことですか」って、「いや、結構人が今年は来るんですよ」なんて言うておられました。

市が地元の公衆衛生協議会に事業を委託し、その公衛協がアルバイトを雇ってその不用品の売買の手間を取っているということだそうです。市の公衛協に対する委託料が年間700万で、公衛協がそうやって売り上げるお金が700万。大体両方つっぺになるような計算しとるようですけども、つまりつっぺでただでごみの一部がリサイクルとして活用されるということでありまして。

ただ、以上のような何かいいないう例をちょっと調べたわけですけども、いずれも府中と違うのは、そもそものごみが有料なので、こういうごみに出すとお金取られ

るのでこういうところに持ち込むんだという、そういうところもあるかもしれません。

ただ、いろんな取組があるのでですね、お手本あるいは研究対象としながらやる。研究の余地はあると十分思うわけでありませう。

それからすみません。三つ目の質問ですけれども、住民のリサイクル意識。もったいない精神を高める取組も必要だと思っておりますけれども、リユース、リサイクルというのはごみの減量、もちろんカーボンニュートラルにつながるSDGsの目標の一つにもつながるわけですけれども、いわばリサイクル、リユースというのは、それそのものがもうサステナブルといいますか、持続可能な目標そのものとなっているわけでありませう。例のケニア人のノーベル賞の平和賞を受けた環境活動家のマータイさん。十数年前、「MOTTAINAI（もったいない）」、あれを広めて、「もったいない」を日本から、あるいは世界から逆輸入する形で日本にも気づかせていただきましたけれども、これが彼女のノーベル平和賞はやっぱり国連の今回のSDGsの目標を定めることに大きな影響を与えたわけで、日本の江戸時代からの美德であるもったいないがですね、世界のSDGsにも影響を与えたと。大げさではなくて本当にそういうところがあるわけでありませう。

そういうもったいない精神とか、住民のリサイクル意識高まっているところはですね、ますます収集方法の工夫と合わせてやっていかなきゃいけないと思っております、ここらもぜひ町としての取組、今やってることについてもお伺いしたいというところでありませう。すみません。もったいない時間を無駄に使ったかもしれませんが、質問としてお伺いさせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（益田芳子君） 答弁。

町民生活部長。

○町民生活部長（金光一隆君） 町民生活部長です。6番田中議員からの一般質問、大型ごみ（粗大ごみ）のリサイクル・リユースについてに答弁します。

社会活動が拡大し、生活が物質的に豊かになる一方で、生活の中で多くのごみが排出されることにより、最終処分場の残余容量の逼迫など、ごみ処理をめぐる問題が指摘され、環境に多くの負担を課している状況となっております。大量生産、大量消費、大量廃棄型の従来の社会の在り方やライフスタイルの見直し、環境への負荷をできる限り低減する循環型社会の取組は、議員御指摘のとおり重要であると認識しております。

それでは、一つ目の質問、ごみの再利用、資源化の現状についてです。

ごみ全体の収集量は、町の収集等委託コスト、資源化されたごみの量、売却益の推移、その傾向についてです。普通ごみの排出量は、平成30年度1万1,953トン、令和元年度1万2,136トン、令和2年度1万1,489トン。収集等の委託コストは、平成30年度1億1,396万8,000円、令和元年度1億1,634万7,000円、令和2年度1億2,452万円です。新聞・ビン・缶などの有価物とペットボトル・白色トレイ・紙パックの排出量は、平成30年度1,689トン、令和元年度1,764トン、令和2年度1,837トン。収集等の委託コストは、平成30年度6,461万8,000円、令和元年度5,826万2,000円、令和2年度6,105万2,000円。売払い収入は、平成30年度758万5,000円、令和元年度527万4,000円、令和2年度807万5,000円です。埋立・有害物の排出量は、平成30年度377トン、令和元年度376トン、令和2年度370トン。収集等の委託コストは、平成30年度3,048万5,000円、令和元年度2,973万1,000円、令和2年度3,309万1,000円です。大型ごみの排出量は、平成30年度1,129トン、令和元年度1,019トン、令和2年度1,124トン。資源化量は、平成30年度191トン、令和元年度290トン、令和2年度315トン。収集等の委託コストは、平成30年度3,918万3,000円、令和元年度4,027万1,000円、令和2年度4,493万8,000円。うち売払い収入は、平成30年度436万2,000円、令和元年度283万3,000円、令和2年度251万9,000円です。

また、家庭からの普通ごみなど安芸クリーンセンターで焼却する費用は、安芸地区衛生施設管理組合負担金として、平成30年度3億3,088万4,000円、令和元年度3億2,191万8,000円、令和2年度3億6,273万2,000円です。

3年間の傾向として、ごみ全体の排出量は年間に1万5,000トン台で推移し、ほぼ横ばいとなっています。町の収集等委託コストは、人件費をはじめ、燃料費や車両、設備などの費用が上昇していますので、この3年間では上昇傾向にあります。資源化量は、新聞・ビン・缶などの有価物は微増で、ペットボトルと大型ごみは年によって増減しています。売払い収入は、中間処理業者やリサイクル業者と契約して資源物を売却しており、昨今の中国、東南アジアの廃棄物輸入規制の影響を受け、国内のリサイクル材に余剰が生じたことや人件費など処理コストの上昇により、年々買取価

格が低下している状況です。

続きまして、二つ目の質問、町のごみ処理計画におけるリサイクル、リユースの位置づけについてです。リユースとリサイクルの違いですが、リユースとは、使用しなくなった物のうち有用なものを製品としてそのまま使用することで、使わなくなったものを廃棄する前に交換、寄附や買取に回すことで再び販売・消費の段階に戻すことを言います。一方、リサイクルとは、ごみとして排出される物の中で、もう一度資源として生かし、同類の製品あるいは違う製品の素材として再生利用することを言います。

府中町のごみ処理基本計画では、リサイクルに関して「資源化の推進」という基本方針を掲げ、「資源化に向けた分かりやすい情報の発信」、「資源化に向けた意識の向上」、「新たな分別品目の拡充」の基本施策に取り組んでいます。新たな取組は分別品目として、平成30年度から雑紙の資源化を開始しました。また、町内会で実施されている資源物の集団回収量を町の資源化量、リサイクル率のデータに反映するように、町内会に調査を依頼して集団回収量の把握に取り組んでいます。

リユースについては、府中町脱温暖化市民協議会、府中町公衆衛生推進協議会や事業者との協働によるリユース市や環境学習講座等により啓発に取り組んでいます。

今後、議員が言われました他自治体の取組などを調査し、ごみの減量化対策への効果について研究してまいりたいと考えています。

続きまして、三つ目の質問、住民啓発についてです。

府中町脱温暖化市民協議会、府中町公衆衛生推進協議会や様々な事業者との協働によって、エコクッキングやつばき祭り、緑の仲間フェスタを開催することで、子どもからお年寄りまで幅広い年齢層に3Rの啓発を行っています。もったいない精神については、各世帯に配布した家庭ごみの正しい出し方で、洗剤・シャンプーなど詰め替え製品を選ぶ、割り箸やスプーンなど使い捨て製品を使わない、食材は全て使い切る、食べられる分量を考えるなど生活の様々な場面で意識できる方法を紹介してきました。

今後、本来の使用に支障がない物が大型ごみとして出される前に、リユースショップの活用を促す啓発やホームページやSNSなど新しい情報発信手段も活用し、啓発活動の方法を工夫、強化してまいりたいと考えています。

また、次代を担う子どもに対して、もったいない精神を醸成することが環境にやさしい循環型の府中を目指す上でも重要と考えていますので、引き続きキッズ環境調査

プロジェクトなどを活用し、町内小学校と連携して取組を進めたいと考えています。

答弁は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（益田芳子君） 2回目の質問はございますか。

6番田中議員。

○6番（田中伸武君） ありがとうございます。リサイクルにいろいろ計画の中にも盛り込んで力を入れて、雑紙の回収、資源化を新たに加えたり、あるいは町内会の収集データを加えて把握に努めたり、ショップの利用も促したり、あるいはいろんな行事での工夫とか様々な努力をされていることを理解いたしますし、期待したいところです。

ところで、今の御答弁もちょっと数字が多かったので私の質問の仕方もまずかったのかと反省しますけれども、グラフとかだったら分かりやすいのかと。その辺はまたいろんなPR効果等、啓発物等で近年の傾向を町民にぜひいろいろ知らせていただきたいなと思うところではありますが、大ざっぱに言って、ごみ全体の排出量はここ3年でほぼ横ばいの中、家庭ごみでいうと全部やると1世帯当たり年間700キロぐらいということになるんでしょうかね。普通ごみだとその8割ぐらい。それから普通の家で全部のごみで言うと1日2キロぐらい。普通ごみだと1.5、6キロか。それを週2日ぐらいのところ出すという、そんな感じかなあと受け止めるわけであります。

費用のほうで見ると、今の費用でちょっとざっと見ると、やはり収集に係るコストが2億6,000万円あって、燃えるごみを坂のクリーンセンター持って行って燃やす分のうちの府中町の負担分が3億数千万。非常に大ざっぱに言って、府中で6億円ぐらいがごみの処理にかかるとる費用ということかなと。これも1軒当たりで言うと3万円ぐらいかなと。我々の町民生活ですよね。いう感じがあります。イメージとしては、我々の普通の家、いろんな家があると思いますけども、そんなところかなと。お金としてはやっぱり3万円ぐらい。予算で見ると、ほかの費用も含めて7億円、じんかい処理費が7億幾らだったかな、なってますからね。そんなものだろうと思います。

これに対して、問題のリサイクルですけども、これはさっきのあったところで収入として返ってくる分でいうと、ざっと1,000万円。資源ごみとか、あるいは大型ごみのうち金目のものを外して売った分とかですね。それがざっと年間1,000万。6億円、7億円かけて処理するけど、お金として返ってくるのはざっと1,000万

円と非常に僅かだなというのが分かるわけでありまして、これとは別に町内会がそれぞれの町内会の収入したのが、これもデータとしてはないけど重さなどから推計すると100万、200万、300万程度かなという感じもするわけでありまして。コストはやっぱり6億、7億かかって、頑張ってるけど1,000万、お金で言うところという戻ってくると。町のリサイクルの状況、理解は深まりました。

そこで、次の質問でお尋ねしたいのはですね、このリサイクルのやっぱり比率といえますか、もうちょっと分析とか計算をしたデータを教えていただきたいわけでありましてけれども、いわゆるリサイクル率ですね。出した全体のごみのうち、どの程度がリサイクルされているのか。これは最初の4次総のこの総合計画だとですね、これは平成28年から令和、10年間の計画ですけれども、これだとごみのリサイクル量は11.8%を5年後の令和2年です、おとしになるんですが、令和2年度16.9%に上げると。5年で11.8%のリサイクル率を16.9%に5ポイントほど上げるというリサイクル率のごみ全体の中のリサイクルする量、この目標が定められとったわけですが、この指標が何かちょっと分かりにくいところで、今回後期計画の実施計画の中ではこの目標数字を外したということですが、そうは言うても一体どのぐらいなのか。さっきのお金で言うと6億のうち1,000万しか売れてないわけですが、量としてはどんなのかと。これもちょっと二つ目の質問としてお伺いしたいというところでありまして。その内訳も含めて、次の質問でお伺いいたします。

それから、先ほどの御答弁にありました、大型ごみのリユースについて、つい目にくらむほかの都市の例を紹介してしまうわけですが、それを含めて研究課題ということで、これはぜひ本当に研究として進めていただきたいと思うわけでありまして。

環境省にリサイクル推進室という部署もあって、結構ホームページでいろんな情報も発信されておるわけでありまして、粗大ごみだけでなく古着も含めた、いろんな事例の紹介もありますし、どこの町でこんなことやってるよという紹介もありますし、メリット・デメリット、あるいは法的にクリアせにゃいけない課題とか、そういうマイナスというか課題も環境省のほうは提供していただいとるわけで、何か活用できる補助制度がないかなと見る限り、僕が見る限りちょっとよく分からなかったんですが、そこはそういうことも含めてぜひ他都市の例や環境省のリサイクル推進室等も情報を得ながら、ぜひ研究していただきたいと思っております。

何度も言いますが、やっぱり府中は特性としてコンパクトな町であって、持ち込みしやすい環境センターがあると。ここは何か生かすですね、府中独自の府中町もつたいないセンターみたいなのがね、できるんじゃないかと私としては勝手に妄想をするわけでありまして、その妄想に向かって僕も協力したいと思いますけども、研究の余地があるのではないかと、ここは重ねて指摘させていただきたいと思います。

以上、再質問の中でリサイクルの中身について、もうちょっとお願いします。

○議長（益田芳子君） 答弁。

環境課長。

○環境課長（小路和司君） 環境課長です。田中議員 2 回目の御質問に答弁させていただきます。

ごみのリサイクル率に関し、家庭ごみから資源化されるもの、紙・金属・布などでございますが、それと町内会の資源物回収や焼却炉で資源化されるものなど、資源化されるものの内訳と量でございますが、令和 2 年度のごみリサイクル率は、ごみ全体の排出量 1 万 5, 0 0 0 トンに対しまして、資源化量 2, 4 0 0 トンで約 1 6 % でございます。資源化量の内訳は、紙や金属・布などの家庭ごみが 2, 3 0 0 トンで約 9 5 %、そのうち町内会の集団回収量は 4 8 5 トンで約 2 0 % でございます。焼却炉で資源化されるスラグや溶融飛灰などは 1 3 0 トンで約 5 % でございます。

内訳は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（益田芳子君） 3 回目の質問はございますか。

6 番田中議員。

○6 番（田中伸武君） ありがとうございます。もうちょっと御答弁用意されとったっちゃいいと思うんですが、はい、すみません。ざっと傾向分かります。

リサイクルの傾向ですけども、令和 2 年度でリサイクル率が 1 6 %。つまり 4 次総の計画では 1 6. 9 だったのが、ちょっと下回っておるということ。ただ、その下回っておるけども変動的な要素として、さっきの焼却炉で資源化されるスラグですかね。焼却炉、燃やしたごみをさらに燃え残ったやつが建築用の資材なんかでリサイクルされるというものだろうと思うんですが、これは恐らく市場価格等によって売れたり売れなかったり、そういうところで売れたら資源化されたということになるし、売れなかったら資源化されなかったということになるわけで、同じ処理をした燃えカスもですね、さっきのリサイクル率のところ響いてくるんだろうと思われるわけで、そう



いう意味もあって資源化率だけのデータで本当に町民が頑張ったかどうかは分かりにくいところがあるのかもしれませんが。

ただ、今の御答弁でもありましたように、町内会の回収は着実に進んでおるわけにありますし、ごみの処理としては金になるかどうか、あるいは金属や紙もアジア、その他の状況にもよるのかもしれませんが、金になるかどうかという市場化レベルの問題と、出すほうの我々町民として金目になるかどうかを抜きにして、きちっと出すんよねというところで言うと、出すほうの意識としてはやっぱり着実に定着しているんだということが分かるかと思います。

こういったところをですね、現状きちっと私たちも理解して、やっぱりSDGsでもあるし、カーボンニュートラルでもあるし、基本はでもやっぱりもったいないなというところで、何か生かせるんじゃないかという私たちの取組が大事だということ。今のデータからも改めて分かるわけであります。

こういった取組もさらに進め、そして先ほどの研究ですけども、私の妄想する府中町もったいないセンターをですね、少し研究していただければと改めて思うところがあります。重ねて、世田谷区の趣旨のところを言いますけども、結果としてほとんど焼却処分してしまうもののうち、使えるものは使うと。これが基本精神だろうと思います。ごみが資源だというのは盛んに一時昔言われたわけですけども、そのもったいない精神で改めて我々町民含めて取組を強めたいなという思いを抱いて、そういう点を御指摘させていただいて質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（益田芳子君） 以上で、第6項、大型ごみ（粗大ごみ）のリサイクル（リユース）について、6番田中議員の質問を終わります。

続いて、厚生関係第7項、新型コロナウイルスワクチン接種について、1番川上議員の質問を行います。

1番川上議員。

○1番（川上翔一郎君） 皆さんおはようございます。1番の川上です。本日は一般質問の機会を頂き、益田議長、西山副議長はじめ、先輩同僚議員各位に心から感謝申し上げます。

まずもって、新型コロナウイルス感染症で亡くなられた方々に追悼の意を称しますとともに、感染に影響を受けられた方々に心よりお見舞い申し上げます。また、私たちの命を守ってくださり、新型コロナウイルスの最前線でおられる医療従事者の方々

には心から感謝申し上げます。

新型コロナウイルスの闘いから2年が過ぎ、3年目に突入したところでございます。今年1月からオミクロン株による第6波により感染が急速に拡大し、府中町におきましても1月9日からまん延防止等重点措置が適用となり、感染拡大防止対策とともに3回目のワクチン接種を8か月から6か月に前倒しするなど、コロナ禍での対応が行われているところです。

広島県の累計感染者数は8万3,733名で428名もの方がお亡くなりになりました。府中町の累計感染者数は3月13日現在で1,637名で、そのうち1月から約2か月半で1,174名で1日最大60名の感染が確認され、オミクロン株の感染力の強さがうかがえるのではないのでしょうか。まずは重症化を軽減していくために、少しでも早くワクチン接種をしていただく必要があると考えます。

府中町のワクチン接種率は、人口5万2,101名に対し、1回目が4万732名で78.2%、2回目が4万437名で77.6%、3回目が1万5,807名で30.3%となっており、広島県の平均接種率32.6%で下回っている状況です。このデータを参考にしつつ、ワクチン接種について4点質問させていただきます。

先ほども申しましたが、現在までの府中町の接種率は広島県の平均接種率を約3%下回っていますが、大きな原因の一つが集団接種がファイザー社からモデルナ社に変わったことが考えられますが、町はどのようにお考えでしょうか。

二つ目は、集団接種がモデルナ社に変わったことにより一番懸念されているのが、ファイザー社より副反応が重いと言われていることから、ファイザー社の2回目の接種でもかなり副反応が強く、さらに強いと言われているモデルナ社の3回目は考えるという方も多いと思われま。今後、町民の皆さんにどう御理解をいただき、周知していこうとお考えですか。また、交接種は抗体の増加量が上回ると言われていますが、それについてもお聞かせください。

三つ目は、夜間接種は20時まで接種することができ、3月は2日間となっていますが、若い世代や働いている人に一人でも多く接種していただけるように日数を増やすべきだと考えますが、増やす予定などはありますか。

四つ目は、厚生労働省が1月21日に5歳から11歳までのファイザー製のワクチンを特例承認し、3月以降から接種を開始することから、府中町の準備状況や元気な子どもに接種するメリット・デメリットをしっかりと保護者の方に御理解いただくため

の周知の仕方、方法を教えてください。

以上で質問を終わります。

○議長（益田芳子君） 答弁。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（山西仁子君） 福祉保健部長です。1番川上議員の一般質問、新型コロナウイルスワクチン接種についてに答弁します。

現在、3回目のワクチンの接種をイオンモール広島府中における集団接種と個別医療機関における個別接種により進めているところです。

接種状況についてですが、議員御指摘のとおり3月14日現在で1万5,807名の方が接種され、全人口に対する接種率は30.3%です。広島県の接種率が3月14日時点で32.6%となっており、本町は下回っております。

本町においても、2回目からの接種間隔については、どなたでも6か月に前倒しすることとし、集団接種においても個別医療機関においても、2回目接種後6か月を経過した人は接種可能としており、3回目のワクチン接種を進めているところです。

御質問の1点目、現在までの府中町の接種率は、広島県の平均接種率を約3%下回っています。接種率が県平均より低い要因に集団接種のワクチンがファイザー社製からモデルナ社製に変わったことが考えられますが、町はどのようにお考えですかについてですが、3回目の追加接種については、ファイザー社製のワクチンかモデルナ社製のワクチンか、どちらかを選んで接種していただくものですが、国から町に分配され接種できるワクチンの割合としては、ファイザー社製ワクチンが全体の42.8%でモデルナ社製ワクチンより少なくなっています。また、モデルナ社製はこれまでと違い半分の量を接種することから、1本当たり最大20回分接種が可能となります。

今回の接種体制を構築するに当たり、ワクチンを有効に活用し、間違い接種を防ぐためにも、1日当たり多くの人に接種できる集団接種会場でモデルナ社製のワクチンを使用し、個別医療機関では今までどおりファイザー社製のワクチンを使用することとし区別を図りました。

議員御指摘のとおり、広島県の接種率より府中町が下回っていることにつきましては、集団接種がモデルナ社製に変わったことが一因とは考えておりますが、加えて、府中町は2月1日より本格的に開始しましたが、広島県内の一部市町では1月28日より前倒しで開始されており、接種開始日の差も一因と考えています。

また、集団接種及び個別接種のほか、職域接種も3月中に開始されます。本町は初回接種が職域接種の人も多く、64歳以下で1月から3月末までに接種券を発送する1万7,675人中、4,115人が初回接種が職域接種の人となっており、全体の約23.2%に当たります。そのため、追加接種についても職域接種を待たれている方も多くいらっしゃるのではないかと考えております。

御質問の2点目、モデルナ社製のワクチンは接種の副反応がファイザー社製より重いとされていることが一番懸念されます。今後、町民の皆さんにこの状況をどのように御理解いただき、周知していこうとお考えですか。また、抗体の増加量は同一ワクチンの接種より交接種のほうが上回ると言われていますが、それについてもお聞かせくださいについてですが、ファイザー社製よりモデルナ社製のワクチンは副反応が強いということですが、3回目接種は一、二回目接種の半分の量のワクチンを接種することから、2回目接種後と比較して発熱や倦怠感など接種後の症状が少ないとの報告もあり、個人差あります。

しかし、一、二回目の接種でファイザー社製のワクチンを接種された方が多い上、副反応が重いなどデメリットな情報が先行しており、モデルナ社製のワクチンを敬遠される方も多くいらっしゃるとお聞きしております。

また、追加接種のワクチンの組み合わせにつきましては、初回接種・追加接種ともにファイザー社製、初回接種・追加接種ともにモデルナ社製の同一ワクチン接種と、初回接種がファイザー社製、追加接種がモデルナ社製、初回接種がモデルナ社製、追加接種がファイザー社製の交接種の4種類の組み合わせがあり、いずれの組み合わせにおいても抗体価が十分上昇するとされております。

中でも、議員御指摘のとおり、初回接種がファイザー社製、追加接種がモデルナ社製の交接種が一番抗体量が増えると言われており、3回目を接種する前と比べると、抗体量は67.9倍になると厚生労働省から発表されております。

ワクチンに関する情報について、広報ふちゅうへの掲載のほか、ホームページ等で最新情報に更新するなど、適切な情報に基づいてワクチンを選んでもらえるように取り組んでまいります。

御質問の3点目、夜間接種は20時まで接種することができ、3月は2日間となっていますが、若い世代や働いている人に一人でも多く接種していただけるように日数を増やすべきだと考えますが、増やす予定などありますかについてですが、夜間接種

につきましては、特に多くの方が翌日休みとなる金曜日に夜間接種を行うことは議員御指摘のとおり、若い世代や働いている人に有効であると考えており、当初予定しておりました3月11日金曜日と3月25日金曜日のほか、3月24日木曜日も追加実施することとしました。

実際、昨年11月から12月にかけて福寿館で行いました夜間接種も多くの方に御利用いただいております。曜日に関わらず夜間接種の需要は十分あると思っております。会場や委託する医療機関等と調整を図りながら、4月以降も柔軟に検討していきたいと思っております。

御質問の4点目、厚生労働省が1月21日に5歳から11歳までファイザー社製のワクチンを特例承認し、3月以降から接種を開始することから、府中町の準備状況や元気な子どもに接種するメリット、デメリットをしっかりと保護者に理解していただくための周知の仕方、方法を教えてくださいについてですが、令和4年2月10日に開催されました第30回厚生科学審議会予防接種ワクチン分科会において、5歳から11歳の小児に対する新型コロナワクチン接種について議論され、予防接種法上の予防接種である特例臨時接種に位置づけること、努力義務の適用を除外すること等が妥当であると答申がなされました。

これにより、町においても5歳から11歳の小児に対しても接種の機会が確保できるよう調整を進め、3月4日に対象者3,700名に接種券を郵送し、3月11日から予約受付を開始、さらに3月12日から小児科をはじめ、6医療機関で接種を開始しております。さらに、4月以降は7医療機関で接種を行っていただくこととなっております。

ワクチンの有効性や副反応などの周知については、厚生労働省が作成した保護者向けリーフレットを接種券に同封し、リスクとベネフィットの双方について正しい知識を持っていただいた上で、保護者の方の意思に基づいて接種を判断していただけるようしております。さらに、ホームページや広報などでも情報を提供するなど、保護者の方に御理解していただけるよう分かりやすい内容で周知を行ってまいります。

答弁は以上です。よろしく願いいたします。

○議長（益田芳子君） 2回目の質問はございますか。

1番川上議員。

○1番（川上翔一郎君） 御答弁ありがとうございます。

夜間接種は働く方にとっては本当にありがたく、中にはワクチン接種で会社を休めない方や理由は様々だと聞いておりますが、3月11日、3月25日に加え、3月24日も追加実施ということで、接種率が少しでも上がるように町民の皆さんへの周知よろしくお願いいたします。

また、小児ワクチンは保護者の方をはじめ、不安な方も多いと聞いております。少しでも不安を解消できるよう、こちらも併せてよろしくお願いいたします。

2回目の質問ですが、小児ワクチンについてですが、大人のワクチンとの違いを詳しく教えてください。また、大人の接種を行う医療機関で小児接種を行う場合、大人の接種枠の減少があるのかも教えてください。

答弁でもありましたが、3月11日から予約を開始し、3月12日から接種が始まりました。もし分かれば予約状況も教えてください。

以上です。

○議長（益田芳子君） 答弁。

健康推進課長。

○健康推進課長（塩月久美子君） 健康推進課長です。川上議員の2回目の御質問にお答えいたします。

まず一つ目の、小児ワクチンと大人のワクチンの違いでございますが、小児用のワクチンはファイザー社製の5歳から11歳の方専用の小児用ワクチンを使用します。有効成分の量は12歳以上の方が接種するワクチンの3分の1となります。この12歳以上の方が打つワクチンなんですけれども、1バイアル6回から7回分接種ができるんですが、小児用のワクチンにつきましては、1バイアル10回分接種ができるということになっております。

二つ目の、大人の接種を行う医療機関で小児接種を行う場合、大人の接種枠は減るのですかという御質問なんですけれども、全部の医療機関に聞いているわけではございませんが、大人の枠はそのまま減らさず、別枠で小児を受けていただくという医療機関は幾つかございます。

三つ目、5歳から11歳のワクチンの予約状況ということですが、3月12日から町内でも小児の接種が始まっております。現在、把握しておりますのは、3月に200名ぐらいの予約が入っているようです。まだ予約枠には空きがございます。というようなことは聞いております。

以上です。

○議長（益田芳子君） 3回目の質問はございますか。

1 番川上議員。

○1 番（川上翔一郎君） ありがとうございます。

最後の質問なんですが、広島県が平均接種率から下回っている原因の一つは、集団接種がファイザー社からモデルナ社になったことによるものではないかと1回目の質問をさせていただきましたが、もう一つは職域接種の実施が重要だと考えられますが、職域接種の情報があれば教えてください。

以上です。

○議長（益田芳子君） 答弁。

健康推進課長。

○健康推進課長（塩月久美子君） 健康推進課長です。川上議員の3回目の御質問です。

職域接種の情報ということですが、府中町でも一、二回目は職場で職域接種を利用された方は多くいらっしゃるんですけども、本町においての3回目職域接種の実施について、現在県に確認しまして把握しております情報としましては、3月18日から4月下旬頃まで予定されております企業のほか、3月24日から接種開始予定の企業、また5月14日から開始される企業の3企業の情報が入っております。

以上です。

○議長（益田芳子君） 以上で、第7項、新型コロナウイルスワクチン接種について、

1 番川上議員の質問を終わります。

以上で、厚生関係の質問全部を終わります。

ここで、少し早いのですが昼休憩といたします。

再開は13時からといたします。休憩。

（休憩 午前11時52分）

（再開 午後 1時00分）

○議長（益田芳子君） 休憩中の議会を再開します。

~~~~~○~~~~~

○議長（益田芳子君） 午前中に続いて、建設関係の質問を行います。

建設関係、第1項、開発行為等に伴う住民周知について、2番宮本議員の質問を行

います。

2番宮本議員。

○2番（宮本 彰君） 2番宮本です。最後になります。もう少しお付き合いお願いいたします。

質問でございますが、開発行為等に伴う住民周知について質問いたします。

府中町内で世帯主の高齢化が進み、世代交代になる世帯はほとんどの場合は相続人がそこに居住するか他人に売却するかになります。売却の場合、民間業者に委託し、中古住宅で販売するか民間業者に直接販売します。民間業者は委託された土地や放置土地及び放置民家を併せて小規模住宅の形成をして、複数物件の宅地や建て売りを販売しておりますが、その周辺地域で今問題となっているのが民間業者の無計画な売りっ放しでございます。造成地内にごみステーションが計画されておらず、周辺のごみステーションに勝手に捨て、維持管理をしている町内会にも加入しないでいる世帯があり、トラブルになっていると聞いております。そういう問題が全て町内会任せになり、特に町内会長への精神的負担は増大で、町政に対し、憤りを持たれている会長もいると聞いております。

先日の全員協議会で、建設部長より開発行為や宅地造成許可の受付を町で行い、県の建築主事に対し、宅地形状やのり面等の情報提供も地元として行っていると聞きました。

そこで、次の質問をいたします。

1、県の建築主事に地元の情報提供をするときに、ごみステーション設置の提案をするということは難しいと聞いておりますが、町側と開発業者との新たなごみステーションの設置に関する協議は現在どのように行われているのか。

2、開発行為や宅地造成等の工事において、町道等の掘削許可が必要と思われませんが、その際、行政として開発業者に対し町内会長等への周知は伝達可能であるかどうか。

以上、2点について答弁よろしく願いいたします。

○議長（益田芳子君） 答弁。

建設部長。

○建設部長（井上貴文君） 建設部長です。2番宮本議員からの御質問、開発行為等に伴う住民周知について御答弁いたします。

1点目の御質問、県の建築主事に地元の情報提供をするとき、ごみステーションの設置、こちらの提案をすることは難しいと聞いているが、町側と開発業者との新たなごみステーションの設置に関する協議は、現在どのように行われているのかについて、答弁させていただきます。

御質問の町と開発業者とのごみステーションの設置に関する協議の方法でございますが、開発業者から協議があった場合は、まず環境センターを案内し、次に環境センターが開発業者に対し、周辺のごみステーションの設置状況の説明、既設ごみステーションの設置者や場所、ごみの排出量、開発業者の意向及び開発地住民の町内会への加入等の状況を踏まえ、既設ごみステーションの利用か、または新設か、場所は開発区域なのか、設置後の管理者は町内会か土地の所有者なのか、これらの調整を行っております。

次に、2点目の御質問、開発行為や宅地造成等の工事において、町道等の掘削許可が必要と思われるが、その際、行政として開発業者に対し町内会長等への周知は伝達可能かという御質問について、御答弁させていただきます。

都市計画法に基づく開発行為や宅地造成以外にも小規模な複数の宅地形成を行う場合には、隣接する町道を改築したり、また新たに水道・ガスなどの地下埋設物を占用するために道路を掘削する作業が行われます。これらにつきましては、道路法の規定により道路管理者に道路改築や道路占用の届出をする必要がございます。

また、道路の改築や掘削を行う多くの場合、交通規制や迂回路の設定が伴うため、申請者から近隣住民に周知をすることとなりますが、規制等が広範囲にわたる場合、町内会に周知をお願いすることとなります。

道路の規制等を円滑に実施するため、小規模な場合も含め、道路改築や道路占用の申請時に、申請者に対しまして町内会へ道路規制の概要や目的などの周知を勧めるよう努めてまいりたいと考えております。

答弁は以上です。よろしくお願いたします。

○議長（益田芳子君） 2回目の質問はございますか。

2番宮本議員。

○2番（宮本 彰君） 答弁ありがとうございました。

開発業者からごみステーションの設置について協議があった場合は、周辺のごみステーションの設置状況の説明やごみの排出量に応じた設置方法等、細やかな対応を進

められていると聞き、安心いたしました。

また、開発業者が宅地形成を行う場合で隣接する町道を掘削したり、新たに水道・ガスなどを引き込むために町道を掘削する場合は、必ず府中町の許可を取らなければならないというところで、町として開発業者と接点ができ、そのときに開発業者側から町内会長へ工事の周知をさせることができるというところと聞き、情報が町内会長に伝わり、ごみステーションのトラブル解決に向けた一歩につながるものと考えています。

そこで、2回目の質問でございます。

大規模な開発行為や宅地造成、また小規模な宅地形成の件数など、年間どれぐらいの件数があるのか教えていただきたいと思っております。

○議長（益田芳子君） 維持管理課長。

○維持管理課長（谷口洋二君） 維持管理課長です。2回目の御質問について、答弁いたします。

令和2年度の実績では、町内の開発行為はゼロ件で、宅地造成は4件ありましたが、小規模な宅地の形成の件数については建築確認申請件数で答弁させていただきます。

令和2年度の建築確認申請数は173件で、道路占用許可が必要となる水道管の引込管の申請件数は91件でした。先ほど、建設部長からの答弁にもありましたが、小規模な複数の宅地の形成を行う場合や新たに建築を行う際に道路改築や道路占用を行う場合は、道路管理者に許可申請が必要となります。道路の通行規制等が発生する場合、円滑に行われるよう近隣や町内会へ道路規制の概要や目的などの周知をするよう指導してまいりたいと考えております。

答弁は以上です。よろしく願いいたします。

○議長（益田芳子君） 3回目の質問はございますか。

2番宮本議員。

○2番（宮本 彰君） 答弁ありがとうございました。

頻繁に小規模開発が行われている町内会の会長は、開発業者から新たに水道・ガスを引き込むための道路掘削等の情報がもたらされれば、敏感に反応されてごみステーションの設置等の件を確認でき、不具合があれば改善要求をされ、別の手を打たれたりされたりするでしょうけども、めったに開発等のない町内会の会長や新しく町内会の会長になったばかりの方は、工事内容等を聞くだけで、そこまで気を回せない町内会長もいらっしゃると思っておりますので、ぜひともささいなことでも構いませんから、開

発業者から町内会長へ情報の伝達をするよう行政のほうからの働きかけをよろしくお願いたします。要望として質問を終わります。

○議長（益田芳子君） 以上で、第1項、開発行為等に伴う住民周知について、2番宮本議員の質問を終わります。

以上で、建設関係の質問を終わります。

よって、日程第2、一般質問を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（益田芳子君） 日程第3、第23号議案、令和3年度府中町一般会計補正予算（第10号）を議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君） 追加議案2件をお願いいたしております。1件は令和3年度一般会計補正予算（第10号）で、2件目は和解することについてであります。よろしくお願したいというふうに思います。

それでは、提案いたします。

第23号議案。令和4年3月15日提出。

令和3年度府中町一般会計補正予算（第10号）。

令和3年度府中町の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,727万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ220億6,542万1,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

府中町長 佐藤信治

補足説明は、財務部長が行います。よろしくお願いたします。

○議長（益田芳子君） 補足説明。

財務部長。

○財務部長（胡子幸穂君） 財務部長です。第23号議案、令和3年度府中町一般会計補正予算（第10号）について、補足して説明します。

それでは、第1条、歳入歳出予算の補正について、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明します。

5ページをお願いします。

歳入です。

款 繰入金、項 基金繰入金、目 財政調整積立基金繰入金、財政調整積立基金からの繰入金は、本補正予算に必要な一般財源を措置するもので、1,727万3,000円の増額補正です。

6ページから歳出です。

款 商工費、項 商工費、目 商工業振興費、商工業支援事業は、中小企業等のための新型コロナ感染拡大防止対策助成金1,727万3,000円の増額補正です。当該事業については、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている町内の中小事業者等に対し、感染拡大防止対策のための設備導入経費等を助成するもので、令和3年11月5日に臨時議会において補正予算4,181万2,000円を議決いただいたものです。

助成の内容について御説明します。

助成対象となる設備導入経費の例として、代表的なものが8個、八つですね、8個あります。1、飛沫感染対策費用。2、換気対策費用。3、消毒衛生管理費用。4、非接触対応費用。5、デジタル技術を活用した販路開拓生産性向上費用。6、テレワーク環境整備費用。7、飲食店向けのテイクアウトやデリバリーに取り組む費用。8、感染防止対策のための町民の新規雇用などが挙げられます。

対象事業者は町内に住所を有する中小事業者、個人事業主です。助成額は1事業主につき上限50万円まで。助成率は設備導入経費の4分の3となっております。11月補正計上当初の見込みでは、事業者数203.6件掛ける申請平均額20万円が4,072万円を助成額として計上しておりました。実際の申請は事業者数が210件、申請平均額が27万6,000円余りとなりまして、助成金の全申請額としては5,799万3,000円となり、当初の見込みを1,727万3,000円上回ったため増額の補正を行うものです。

次に、この事業の財源について御説明します。

11月補正当初、この事業の財源としては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、いわゆるコロナ交付金を充当しておりました。令和3年度のコロナ交

付金は、国の補正予算により、コロナ禍における暮らしを守る地域経済対策として財源措置されたもので、随時、追加措置がされながら、令和3年度府中町に配分される上限額は1億9,245万7,000円となりました。このコロナ交付金を活用し、当町においてはコロナ禍での感染症対策、町民の暮らしや町内事業者等への支援として補正予算に計上し、各事業を実施してまいりました。

令和3年度に実施したコロナ対策事業は予算額で約2億5,000万円、特定財源を除いたコロナ交付金対象額は予算ベースで約2億2,600万円となっております。予算段階でコロナ交付金の配分額1億9,200万円を超過しておりますが、これは決算ベースでの減額分を見込んだもので、決算時には事業費が3,000万円ないし4,000万円程度縮小するものとして計上しております。

しかし、現時点でのコロナ交付金充当事業の決算見込み額は2億500万円弱となっており、既に配分額を1,300万円、約6.7%超過をしております。これは町の施策が確実に周知され、事業者や町民への支援がその対象者に当初の見込み以上に行き渡った結果であると考えております。

以上のことから、一般会計補正予算（第10号）で増額となった中小企業等のための新型コロナ感染防止対策助成金は全額一般財源を措置しての補正となります。

しかしながら、町としては町内事業者に必要なとされる支援と考えており、追加議案として上程した次第でございます。

補足説明は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（益田芳子君） それでは、歳入歳出一括で質疑を行います。

質疑ございますか。

1番川上議員。

○1番（川上翔一郎君） すみません。1番川上です。

すみません。少し聞きたいんですけど、当初の予定236業者に対して実際は210であったと。平均で20だと思っていたのが27万円であったということなんですけれども、これ主にどういったものを多く買われて使ったのかなということ。恐らく、トイレのふたの開閉だったりとか、エアコンだったりといったら、多分これ以上するのかなと思うんですけども。府中の業者さんが何を必要として買われたのか教えてください。

以上です。

○議長（益田芳子君） 自治振興課長兼職次長。

○町民生活部次長兼自治振興課長（谷口充寿君） 自治振興課長兼職次長でございます。  
ただいまの御質疑に対しまして、御答弁させていただきます。

主に導入した設備等の多い順としましては、換気機能付きのエアコン、空気清浄機、マスク、アルコール消毒液、非接触型体温計、サーキュレーターといった順番になっております。

今、金額のお話ございましたが、50万円までということで今回させていただいておりますので、一応区分けをした件数を配分、調査しております。10万円までの業者さんが54。11万円から20万円までの業者さんが36。21万円から30万円までの業者さんが25。31万円から40万円までの業者さんが21。最後41万円から50万円までの業者さんが74で、トータル210ということになっております。

以上でございます。

○議長（益田芳子君） ほかにございますか。

1 番川上議員。

○1 番（川上翔一郎君） じゃあ41万から50万の74件というのは、やっぱりエアコンとかそういう高額なものが多いということなんですか。

○議長（益田芳子君） 自治振興課長兼職次長。

○町民生活部次長兼自治振興課長（谷口充寿君） 自治振興課長兼職次長でございます。  
おっしゃるとおり、高額なものということで、エアコンと空気清浄機がほとんどでございます。

以上でございます。

○議長（益田芳子君） ほかにございますか。

1 1 番寺尾議員。

○1 1 番（寺尾光司君） 予算を越えたと。それで特定財源があれば特に言うことはないんですけど、それも見込めないんですかね。それか、ちょっとこれ質問になるんですけど、特定財源が当初の11月の追加の補正で言うと、100%コロナ財源で行うということだったんですが、それがふたを開けてみれば申請が多くて予算越えたとということで、コロナ事業自体ですね、まだ決算見込みじゃないという説明があったんですが、決算をすれば、ある程度こちらのほうへ回せる予算があるのか。そういう見込みがあるのか。それとも、先ほど説明があったかどうかははっきり聞こえなかったんですが、

もう全くこれについて一般財源ですからしょうがないよということなのか。ちょっとその辺、見込みがあるのかなんかいうのをちょっと確認したいということと、あとこれ助成事業ですから、町のほうで補助金の交付要綱をつくって対応する事業決めて交付すると。基本的には予算の範囲内というようなことになってると思うんで、もしこういう補正予算をしなかった場合、どういう対応が取れるのかというのは考えておられるかどうかいうのをちょっとお伺いしたい。2点です。

○議長（益田芳子君） 財政課長兼職次長。

○財務部次長兼財政課長（中本孝弘君） 財政課長兼職財務部次長です。それでは、ただいまの質問に対してお答えいたします。

まず、先ほどの部長の説明でもありましたとおり、既に今年の配分額を越えている状況、約1,300万超えている状況になっております。まだ完了していない事業もありますので、ここから下がる可能性は確かにあるんですけども、今回の今承認をいただこうとしております補正が通りましたら、約1,700万円が上積みされるということで約3,000万円、今の時点で上限額を越えているという状況ですので、恐らく交付金の範囲内で交付金の対象事業が収まるということはないだろうという見込みを持っております。そうした場合は、この補正のように一般財源を繰り入れるという措置しか残されていないと考えております。

以上です。

○議長（益田芳子君） よろしいですか。

ほかにございますか。

自治振興課長兼職次長。

○町民生活部次長兼自治振興課長（谷口充寿君） 自治振興課長兼職次長でございます。

財源措置ということでお話がございましたが、今回、こういった形で事業をやらせていただいて、事業者の方に喜んでいただけてかなりの件数があったということは真摯に受け止めております。

今後につきましても、これで終わりではなくて、事業者のお声を聞いたり、町として様々な施策を考えていく中で、事業費が必要であれば一般財源とかですね、そういった助成を使いながら工夫して考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（益田芳子君） 11番寺尾議員。

○11番（寺尾光司君） 二つ目の質問のほうの、ちょっと私の言った意味がですね。例えばこれ今回補正予算で出てきてますけれど、基本的には要綱としては、予算の範囲内で多分補助するというような要綱になってるかと思うんです。だから、基本的には先ほど説明があった、当初予算で言えば4,000万ぐらいやったですかね。その中で補助金を執行するというやり方というのはできるんかどうかいというようなことが一つ聞きたかったということです。

それともう一つ、追加の質問で言うと、今回予算額を越えたたくさんの申請が出てきたと。逆に言うたら見込みが甘かったということかもしれないんですけど、そういったどういう状況で当初予算を組んで、この程度で予算は大丈夫だろうというふうに見込んだんか。それでどういう部分が見込みが外れた部分があるかという部分を説明も併せてお願いします。

○議長（益田芳子君） 自治振興課長兼職次長。

○町民生活部次長兼自治振興課長（谷口充寿君） 自治振興課長兼職次長でございます。

今回の予算編成に当たりまして、他市町の事例、もしくは今まで行ってきた事業者支援の実績を踏まえまして、約20%ぐらいということで見込んでおったんですが、実は、今回の助成金につきましては4月からの購入分を該当するというので考えておりまして、結果的には4月から11月に購入した部分につきましては、約12%。今回助成金を始めた以降に新たに購入していただいたのが約88%ということでしたので、町のほうの読みが確かに甘かったかもしれませんが、思った以上に事業者の方に喜んでいただいて申請していただいたという結果として受け止めております。

また、今回は全くの新規事業でありまして、問い合わせが多く大変な作業でしたが、事前相談を行う中で担当職員2名が寄り添い、丁寧な対応に努めたことから安心感を与え、申請してみようという気持ちにさせていただいたことが一番大きな要因であったと私は分析しております。

以上でございます。

○議長（益田芳子君） 町長。

○町長（佐藤信治君） 本件予算は議員がおっしゃるとおり、義務的に出す事業じゃないんですね。支援金ですから予算の範囲内で支援しましょうというのが基本であろうかというふうに思いますけど、私が聞いているのは締切りになって、28日だったかな、締切りがあって、そこで集中的に申請が最終的に出てきたと。そこで、ここまでとい



うのがなかなか難しかった。特に案件がコロナ交付金ということで、コロナによって非常に今打撃を受けておられる方、あるいはポストコロナに向けてしっかり頑張ろうというような性格の持っている事業でございますので、これはもう一般財源投入してでも支援をしたいということで、このような補正をさせていただきました。補正が通らなかつたら、途中どっかで止めにゃいけんということになりますので、どうか御理解いただいて議決をいただきたいというふうに思いますのでよろしく申し上げます。

○議長（益田芳子君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長（益田芳子君） 次に参ります。

日程第4、第24号議案、和解することについてを議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君） 第24号議案、令和4年3月15日提出。

和解することについて。

次のとおり、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

府中町長 佐藤信治

提案理由でございますが、広島地方裁判所で継続中の町道で発生した転落事故に係る損害賠償請求事件について、和解するため議会の議決を求めるものでございます。

本和解案は、裁判所が提示したものでございます。被告である工事請負業者と、同じく被告である工事発注者である本町が、解決金を支払うことで和解するということ

は、工事現場の安全管理が十分でなかったということを認めるものでございます。

本件事案が生じたことを深くおわび申し上げますとともに、今後、工事執行に当たりましては一層の安全管理を徹底し、再発防止に努めてまいります。

補足説明は建設部長が行います。よろしく申し上げます。

○議長（益田芳子君） 補足説明。

建設部長。

○建設部長（井上貴文君） 建設部長です。第24号議案、和解することについて、補足して説明いたします。

本件は和解することについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案の説明に入る前に、これまでの経緯等について御説明いたします。

本件は平成28年5月28日、午後7時30分頃、大通二丁目14番6号地先の鶴江鹿籠線の歩道で、維持補修工事のために設置した仮設フェンスに歩行者がもたれかかり、仮設フェンスとともに道路から2.5メートル転落し、負傷したという事案でございます。

事故後、府中町と工事請負業者が負傷された方の自宅を訪問し、工事箇所の安全管理状況について説明後、負傷された方と工事請負業者の保険会社とで損害賠償について話を進めておりましたが、令和元年10月31日付で広島地方裁判所において、府中町と工事請負業者を被告として訴訟を提起されました。

令和2年1月8日の第1回口頭弁論、令和3年10月27日の証人尋問を経て、令和4年1月19日に裁判所から和解案が提示され、和解条項が調いましたので本議案を提出するものでございます。

それでは、議案の内容について説明いたします。

1、当事者及び2、事件名については記載のとおりでございます。

次に3、継続裁判所は広島地方裁判所です。

次に4、和解条項ですが、記載のとおり7項目ございます。

（1）被告、工事請負業者は、原告らに対し、本件解決金として2,000万円の支払い義務があることを認める。

（2）被告、府中町は、原告らに対し、本件解決金として500万円の支払い義務があることを認める。

(3) 被告、工事請負業者は、原告らに対し、第1項の金員を原告ら指定の口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は被告、工事請負業者の負担とする。

(4) 被告、府中町は、原告らに対し、第2項の金員を原告ら指定の口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は被告、府中町の負担とする。

(5) 原告らは、その余の請求をいずれも放棄する。

(6) 原告ら及び被告らは、原告らと被告、府中町との間、原告らと被告、工事請負業者との間、被告、府中町と被告、工事請負業者との間には、本件に関し、この和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。

(7) 訴訟費用は各自の負担とする。

説明は以上です。

このたびの事案につきまして、深くおわび申し上げます。今後は安全管理の徹底をし、再発防止に努めてまいります。

説明は以上です。よろしくお願いたします。

○議長（益田芳子君） ただいまの説明に対し、質疑を行います。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長（益田芳子君） 次に参ります。

日程第5、議員提出第2号議案、府中町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題に供します。

本案については、提出者が全員でございます。よって、提案説明、質疑、討論を省略し、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(益田芳子君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

以上で、今定例会に付議された案件の審査は全て終了いたしました。

ここで、町長が御挨拶したいと申し出ておられますので、許可します。

町長。

○町長(佐藤信治君) 3月定例会閉会に当たりまして、一言お礼の御挨拶を申し上げます。

本定例会は去る4日から本日までの12日間、令和4年度当初予算を御審議いただくということで、予算特別委員会も設置されまして長丁場の定例会でありました。

報告が行政報告を含めまして3件、議案22件、さらに本日追加議案2件ということで、全部で24件の議題につきまして、皆様には熱心な御審議をいただき、全て御承認をいただいたということで感謝をし、お礼を申し上げたいと思います。

新年度予算につきましては、審議過程の御意見を念頭に入れて適正に執行してまいりたい。そのように考えております。また昨日、本日の一般質問で様々な御提言をいただきましたので、しっかりと受け止めて執行して事業を進めたいというふうに思っております。

新型コロナウイルス感染症につきましては、去る6日をもってまん延防止等重点措置の適用が解除されました。長期にわたる外出削減、営業制限、公共施設の利用中止など、様々な要請を御協力いただきましたことに感謝をしております。町は、引き続きワクチン接種の推進等に努めてまいりますので、町民の皆様におかれましても感染の再拡大を防ぐためにも、感染防止の基本を徹底していただくようお願いいたします。

終わりに、皆様方におかれましては健康には十分留意されまして、お元気で御活躍されますことを祈念申し上げます。お礼の挨拶とします。ありがとうございました。

○議長(益田芳子君) これをもちまして、令和4年第1回府中町議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

(閉会 午後 1時38分)